

平成29年度

平成29年(2018)4月1日～平成30(2019)年3月31日

## I 全般状況

### 1 一般情勢

2017年の取次会社を経由した書籍・雑誌推定販売金額は前年比6.9%減の1兆3,701億円となり、13年連続で減少した(出版科学研究所調べ)。書籍は前年比3.0%減、雑誌は同10.8%減となり、雑誌が過去最大の落ち込みとなった。返品率も書籍はほぼ横ばいであったが、雑誌は前年よりも悪化した。雑誌の落ち込みによって、業量の減少からくる出版物輸送の危機的状況が表面化した。電子出版市場は出版科学研究所の調査によれば、2,215億円となり、前年比16.0%増加した。紙の市場に電子出版市場を加えた統計で比較すると、1兆5,916億円、前年比で4.2%減であった。

### 2 協会活動の概況

当年度事業における重点課題としては、①出版業界各団体ならびに新聞業界等と連携し、書籍・雑誌等の出版物に対する消費税の軽減税率の実現に努めるとともに、軽減税率が認められた場合における実務上の対応策の策定に向けた準備を進めること、②教育の情報化に対応した著作権法改正の動きに対応し、補償金制度とライセンス体制の両面において、著作者、出版者の利益を最大限尊重した適切な制度設計が行われるよう出版界の意見の反映を図ること、③共謀罪法案等、言論・出版・表現の自由に対する不当な制限を加えることを含む法律制定・改定の動きに対し、国内外の言論・出版機関と連携し強く反対すること、④再販制度を維持するため、国民の理解を得る努力をするとともに、消費者利益に配慮した部分再販等の弾力的運用に関する取り組みを行うこと、⑤関係諸団体および各界各層と協力して、国民的な課題である文字・活字文化の振興を図ること、⑥当協会書籍データベースセンターと一般社団法人日本出版インフラセンター(以下、「JPO」)の出版情報登録センター(JPRO)との業務統合に向けて準備を進めること、⑦次年度に予定される新・出版共同ビルへの移転に向けて準備を進めること、⑧会員サービスの充実を図りつつ、会員ならびに賛助会員の増強に努め、会員社をはじめとして関係者相互間の情報交換の促進に努めること等であった。

重要事項や新たな問題等について、常任理事会、理事会、各種委員会で検討・対処したが、場合によっては、一般社団法人日本雑誌協会(以下、「雑協」)、一般社団法人日本出版取次協会(以下、「取協」)、日本書店商業組合連合会(以下、「日書連」)、JPO、一般社団法人日本電子書籍出版社協会(以下、「電書協」)、一般財団法人日本出版クラブ(以下、「出版クラブ」)等と連携し、あるいは関係諸団体と協力して打開を図った。

今期の特記事項としては、以下が挙げられる。

- (ア) 消費税の軽減税率の出版物への適用を求めて、軽減税率専門委員会に設けた倫理、流通の2つのワーキンググループにおいて実務対応の研究を行う一方で、出版物への軽減税率適用の必要性を訴え、草の根からの運動である「本が好き」プロジェクトを支援した。
- (イ) 柔軟な著作権制限規定の導入、教育の情報化に向けての著作権法見直し等の著作権法改正は通常国会で審議され、次年度には可決成立の見込みとなった。教育目的の著作物利用に関しては、授業目的公衆送信補償金が新たな制度として創設されることになり、それに対応して、補償金の受け取り団体の設立に向けての協議が教育利用に関する著作権等管理協議会で精力的に行われている。出版界からも8名の幹事がこの協議に参加し、適切な補償金制度の運用とライセンス体制の確立に

向けて取り組んだ。

(ウ) 6月に可決成立した「共謀罪（組織的犯罪処罰法）法案」に対しては、出版・表現の自由のみならず、内心の自由をも制限する恐れがあるとし、雑協とも連携し、即日反対声明を発表した。また、イオングループのコンビニエンスストア「ミニストップ」が全国の店舗で、1月から成人コミックの販売を中止することに関しては、社会的影響力の高い大手小売り業者が一方的に販売する出版物を判断し、販売規制をかけることは、憲法の定める国民の知る権利、表現の自由の原則に抵触する恐れがあり、引き続き監視していく等、出版・表現の自由を損なう恐れのある立法・行政の動きに対して出版界としての主張を表明した。

(エ) 再販制度の維持と流通改善の推進に関しては、前期に引き続き、「期間限定 謝恩価格本ネット販売フェア」を2回実施し、『出版再販・流通白書 No. 20』の発行を行った。

(オ) 新たな出版共同ビル（正式名称＝出版クラブビル）は、次年度8月に竣工し、秋には各団体の移転が実施されることが予定されている。当協会では、移転後の事務所レイアウト等の準備を進めるとともに、雑協、出版クラブと連携し、各会館のテナントを含む円滑な移転を実現するための準備を行った。また、出版クラブ内に設けた「ライブラリー検討委員会」において、新ビルの3階のメインエントランス前のライブラリー構築に向けての検討に協力した。

(カ) 新年度4月に予定される、書籍データベースセンターとJPOの出版情報登録センター（JPRO）との業務統合に向けて、両協会の合同で業務統合委員会等を組織し、新たな付加価値を生む書誌データベースの構築実現のため、積極的な検討を進めた。新年度4月は、JRPOの第2フェーズがスタートする時期でもあり、これに関するシステムの修正、登録者向けの説明会の実施等についても、共同で準備を進めた。

(キ) 会員サービスの向上に関しては、事務局内に立ち上げた協会改革プロジェクトチームの第2期の成果として、①社内研修講師派遣制度（著作権関連）、②幹部向けビジネスコーチング、③書協代理店・代行機能、④新会員紹介制度を導入し実行した。

## II 調査・研究、普及に関する事業

### 1 消費税軽減税率の適用要望等

#### (1) 出版物への軽減税率の適用要望

出版界では引き続き、出版4団体で構成する出版税制対策特別委員会（相賀昌宏委員長）および軽減税率専門委員会（当協会、雑協、JPO、取協、日書連、公益社団法人読書推進運動協議会（以下「読進協」）で構成。塩見健委員長、高橋明男副委員長）、書籍・雑誌の軽減税率に関する勉強会（塩見健座長）、出版広報センターが中心となって、文字・活字文化推進機構（肥田美代子理事長）、活字文化議員連盟（細田博之会長）と連携し、関係各所への働きかけや法制化に向けての調査研究等を行うなど、2019年10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げ時の出版物の軽減税率適用に向け、諸活動を行った。

11月には、書籍・雑誌の軽減税率適用に関する制度設計についての考え方をまとめ、細田会長等に税制改正要望として提出した。

軽減税率専門委員会・流通WG（永井祥一座長）では、複数税率で書籍・雑誌を流通させるためのコード表記の考え方等を12月にまとめた。

また、税率の区分管理を行うための自主管理団体の設立ならびに第三者有識者委員会の立ち上げについても準備を進めた。

さらに、「本が好き」プロジェクトを通じて、5月の「上野の森親子フェスタ 2017」で、レジ袋の配布等を行い、読者や国民に広く出版物の軽減税率適用をアピールした。

## 2 知的財産権の保護および出版者の権利の確立への取り組み

### (1) 教育利用に係る補償金制度導入への対応

教育の情報化に関して、著作物を教材として利用しそれを公衆送信する行為のうち、現行法で認められている「同時送信」以外に対して新たな補償金制度が導入されることになる見込みであるが、この制度を円滑に運用させるための準備が、「教育利用に関する著作権等管理協議会」を中心にして精力的に行われた。

同協議会では、月に1~2回のペースで幹事会を開催し、補償金制度でカバーする権利制限の範囲と、それを越える利用範囲に対するライセンス制度の在り方、両者の関係等についての議論を行った。さらに「教育制度を知るための勉強会」を開催し、教育機関における教材利用の実態、教育関係予算に関する手続きの流れ等についての理解を深めることに務めた。

同協議会には、当協会、雑協を含む出版関連8団体が参加し、さらに、一般社団法人教科書著作権協会、一般社団法人日本図書教材協会も3月に参加した。当協会からは知的財産権委員会担当の金原優副理事長（医学書院）、井村寿人常任理事（勁草書房、同委員会委員長）、同委員会幹事の平井彰司氏（筑摩書房）、洪性鉦氏（旺文社）の4名が幹事として参加している。

### (2) 出版広報センター

出版広報センター（堀内丸恵センター長、高橋明男事務局長）は、出版界が直面する課題について迅速かつ的確な広報活動を行っている。当年度は、全体会議および事務局会議において、出版物への消費税軽減税率適用に向け、軽減税率専門委員会や諸団体と連携しながら、「本が好き」プロジェクトへの協力他、精力的に広報活動等を行った。

また、3月に出版社「海賊版」緊急対策ワーキンググループ（塩見健座長）を立ち上げ、海賊版サイトの撲滅に向けての広報活動を開始した。なお、海賊版対策に関しては、政府、自民党等において、いわゆるサイトブロッキングを緊急避難的に導入することに積極的な意見がある一方で、通信の秘密や表現の自由に対する懸念等も憲法学者等から表明された。

### (3) 著作権法改正の動き

前年度の著作権分科会報告書で法改正が提言された、柔軟な権利制限規定の創設、教育情報化に関する権利制限の拡大、マラケシュ条約の批准に対応した肢体不自由者の著作物利用に関する権利制限の拡大、アーカイブの利用促進を図るための法改正を含む、著作権法改正案については、2月23日の閣議決定により、内閣提出法案として第196国会に提出された。

文化庁の文化審議会著作権分科会には、井村常任理事が委員として参加した。今期の著作権分科会では、法制・基本問題小委員会において、リーチサイトへの対応等についての議論が行われた。差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型の範囲について、どこまでを規制の対象とするかについて詳細な議論が行われたが、今年度では結論に至らず、次年度に持ち越されることとなった。

### (4) 複写問題

出版7団体によって構成している、一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「JCOPY」）は、前年度末で公益社団法人日本複製権センターから退会し、独自の管理事業者としての活動を推進した。

JCOPYでは、新年度より新使用料規程が施行される。今回の改定では、長らく日本製薬団体連合会傘下の企業と締結していた「暫定契約」を終了させ、外部頒布目的の複写がこれまでの包括方式から、すべて報告方式に変更されることになる。

JCOPYの3月末現在の権利受託状況は、書籍203,775点、定期刊行物924点、委託者は323者となり、委託書籍は20万点を超えた。また、電子化許諾を受けているのは、書籍47,119点、定期刊行物479点、委託者は93者である。

今年度、JCOPY は、世界複製権機構（IFRRO）に正会員として加盟した。これを機会に、既に締結済みの米国 CCC（Copyright Clearance Center）に加え、主として欧州各国の複製権管理団体との双務協定締結に向けての準備を進めている。

#### （５）その他経常的事項

出版物の貸与権の集中管理を行っている一般社団法人出版物貸与権管理センター（RRAC）の活動に、当協会から役員・委員等を派遣し協力した。

「著作・出版権相談室」を月２回開設するなど会員等からの相談・問い合わせに応じた。また、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）、デジタル時代の著作権協議会（CCD）に役員・委員を派遣した。

### ３ 再販制度の維持、流通改善の促進

公正取引委員会は、2001年の再販存置決定後も、さまざまな形で出版業界等の流通改善・弾力運用状況について調査を行っている。本年度の著作物再販についての個別ヒアリングは、当初２月に開催予定であったが、2018年５月に延期となった。

出版４団体で構成する出版流通改善協議会（相賀昌宏委員長）は、巻頭に業界で取り組む弾力運用等を掲載した『2017年 出版再販・流通白書 No. 20』を12月に発行し、12月15日に再販関連説明会を開催した。

流通委員会では、再販制度の弾力運用の一環として「期間限定 謝恩価格本ネット販売フェア」を２回実施した（第27回＝4月21日から6月21日・参加84社、売上589万円、第28回＝10月27日から12月27日・参加96社、売上650万円）。今年度より仕入れ・精算・返品を大阪屋栗田、読者への販売を楽天ブックスが行うことになった。

出版４団体で構成する出版再販研究委員会は、8月21日に開催され、再販事例についての研究等を行った。

出版輸送の現状は大変厳しいものがあり、本年度は雑誌を中心とした土曜休配日を増加させる措置が既になされており、雑誌協会と取次協会の合同プロジェクトチーム（当協会はオブザーバー参加）では、発売日の変更も含め、流通改革に向けての様々な検討が行われている。

5月下旬から6月にかけて、取次協会から当協会会員出版社等に対して、毎月19日から25日までに偏りがちな書籍の取次への搬入発売日を分散化し取次・輸送会社・書店における日別の業量平準化することと、計画的な書籍新刊送品のために、JPROへの近刊情報の登録を行うことにつき要請が行われ、各社で対応・協力した。

### ４ 出版物のデジタル化の進展への対応

国立国会図書館の納本制度審議会には、相賀理事長が委員として、樋口事務局長が専門委員として参加している。有償で頒布され、あるいは著作権保護手段（DRM）付きで提供されている電子出版物の制度的収集に向けて行われている実証実験の第一段階会議について国会図書館側から報告がなされた。

国立国会図書館では前年に引き続き、同館の図書館向けデジタル化資料配信サービスについて出版社への適切な説明を行うことを目的にして、6月23日に同館によるイベント「図書館向けデジタル化資料送信サービス～現状とこれから」が開催された（関西館でも同時中継）。図書館送信の利用状況や除外手続についての同館の担当者からの報告と質疑応答に続き、座談会「デジタル化資料の図書館と出版における利活用」が開かれた。専修大学教授の植村八潮氏が司会を務め、出版界からは黒田拓也氏（東京大学出版会）が登壇した。

電書協が国会図書館からの委託を受けて行われている、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の第一段階として、電書協から送信された電子書籍・電子雑誌データを国立国会図書館内の端末で来館者

が閲覧する実験を行っている。第一段階会議には、当協会からも委員が参加し、出版社のビジネスに悪影響を及ぼさない形での収集・利用の在り方について検討を続けている。

## 5 文字・活字文化の振興、読書環境の整備の促進

### (1) 読書推進・図書普及

当協会など関係 14 団体で構成する「子どもの読書推進会議」（野間省伸代表）は、2000 年の「子ども読書年」以降実施している絵本ワールド事業への協力を継続している。

今年度も、上野の森親子フェスタが 5 月 3 日～5 日に開催され、多くの読者を集めるなど、さまざまな読書推進活動が全国で定着してきている。当協会ではこれら関連団体のシンポジウム、ブックフェア、フォーラム開催等の読書推進活動に積極的な後援・協力を行った。

なお、文字・活字文化推進機構、読進協、子どもの読書推進会議、全国学校図書館協議会、国際子ども図書館を考える全国連絡会等、読書推進関係団体に当協会から委員を出し、出版業界の読書推進に寄与している。また、当協会の読書推進委員会では、読進協が主導する各行事に委員を派遣し、協力の強化と更なる読書推進運動の充実を図っている。

### (2) 〈大震災〉出版対策本部の活動

当協会、雑協、出版クラブ、読進協の 4 団体で構成する〈大震災〉出版対策本部は、「忘れない」をキーワードに当年度も活動を継続した。

第 3 回福島「私のおすすめ本メッセージカードコンテスト」が実施され、1,562 名の小中高校生からの応募があった。特に、安積黎明高校から学校を挙げて 309 名もの応募があったため、同校には特別学校賞を進呈した。これで、岩手、宮城各県とともに、各県 3 回ずつの開催となり、いったん終了となった。震災遺児へのクリスマス図書カードプレゼントは、高校生までの遺児 767 名へ図書カードをプレゼントした。さらに、被災 3 県の学校図書館支援として、申請のあった小・中・高 17 校に図書カードを計 400 万円分贈呈し、装備・事務手続費用等として日本図書館協会、学校図書館協議会に 100 万円を支払った。9 月 1 日に福島第一原子力発電所を訪問した、被災地バス視察ツアーには出版対策本部から約 6 万円の補助がだされた。

熊本震災への支援としては、震災支援の南阿蘇鉄道ラッピング列車運行への補助、東海大学熊本教養教育センターにおける講演会実施の補助等を行った。

今後の活動方針については、2 月 28 日の常任委員会において、遺児へのクリスマス図書カードプレゼント、学校図書館支援、現地視察のバススタディツアーは、2018 年度以降も継続し、基金残高をほぼ消化する 2020 年のクリスマスプレゼントをもって、同本部の活動をいったん終了することとした。

### (3) 図書館との連携

図書館委員会の正副委員長と公益財団法人日本図書館協会（以下、「日図協」）の幹部を中心に、2015 年 1 月より「書協・日図協懇談会」を定期的に開催し、情報交換・共有の場を維持し、また、図書館界との関係強化を継続的に図るとともに、主に日図協が進めている、国・地方自治体に向けて図書資料費の増額を呼びかけていく活動を支援した。

10 月 13 日に行われた第 103 回全国図書館大会では、第 21 分科会において、「出版と図書館 公共図書館の役割と蔵書、出版文化維持のために」を開催。成瀬雅人氏（原書房、図書館副委員長）の司会の下、持谷寿夫（みすず書房・当協会副理事長、図書館委員長）、根本彰（慶應義塾大学文学部教授）、松井清人（文藝春秋社長）、岡本厚（岩波書店社長）の四氏が登壇した。持谷氏は、今回は選書をテーマに語り合い、共に出版文化を守る術を考えたいと呼びかけた。根本氏は、書籍の貸出が売上に影響を与えているという批判に対しては、より詳細な研究が必要であると述べ、司書の不在、選書の機能の不全等、図書館が取り組むべき課題を示した。松井氏は、文庫本の収益によって著者への経済的保証や、情報・文化の継承、出版活動への投資等が可能となると説明したうえで、一部の図書館

における近年の文庫の積極的な蔵書と貸出に対し懸念を示した。岡本氏は、一般読者が専門書を購入しない傾向にある中で、図書館の持つ「知のアーカイブ」機能の観点からより充実した学術・専門書の蔵書構成への見直しを求めた。来場者アンケートからは、「単行本を優先的に購入するが、利用者からの要望があると応えざるを得ない」との意見や、「出版社の実情を知る良い機会になった」と評価する声も多く寄せられた。当日の来場者は、124名（内メディア10社、12名）であった。10月13日夕刻にはNHK、TBS等の報道番組でも報道された。

上記、2017年図書館大会の第21分科会の記録集の発行は、次年度年4月に発行予定である。

#### （４）造本装幀コンクール

当協会と一般社団法人日本印刷産業連合会が主催する「第51回造本装幀コンクール」は、7月3日に審査会を行い、応募数134者327点の中から文部科学大臣賞をはじめ計22点を選んだ。審査は、審査員長に浜田桂子氏（絵本作家）、審査員は装幀家・デザイナーのミルキィ・イソベ、緒方修一の両氏、読者代表として中江有里氏（女優、作家）、および主催・後援団体の委員が参加した。授賞式は10月19日、日本出版会館4階会議室で行い、パーティを出版クラブで行った。また、神保町ブックフェスティバル期間中の11月3日から5日まで神保町の東京堂ホールで、入賞作品を含む全応募作品の公開展示を実施した。

12月からの2カ月間、「世界のブックデザイン2016-17」が印刷博物館で開催され、第51回の受賞作品が展示され、その後、3月からは、奈良県の奈良図書情報館でも特別展を実施した。また、2月にドイツ・ライプチヒにて開催された「世界で最も美しい本コンクール」では、第51回コンクールで日本印刷産業連合会会長賞を受賞した「くままでのおさらい 特装版」（ビーナイス刊）が銀賞を受賞した。

#### （５）新たな読書推進イベント開催に向けた準備

TIBF委員会では、2017年の東京国際ブックフェア（TIBF）の休止以降、リードエグジビジョンジャパンとTIBF2018の開催に向けて話し合いを行ってきたが、2017年秋にリード側から、この数年出展社数の減少を理由に2018年の開催も休止したいとの申し出があり、了承した。

TIBF2017、2018の2年連続の休止および今後の開催が見通せないことから、TIBF委員会を発展的に解消し、ブックフェア委員会を1月に設立した。当委員会は、出版社主体でTIBFに替わる読書推進イベント（ブックフェア）の形を模索するものである。1月に開催された同委員会では、新しいブックフェアについて、コンセプトを明確にし、読書推進・読者謝恩の方向性を継続しつつ、無理なく実現可能な形で開催するために形態・規模を含めて検討を行うことが確認された。さらに新しいブックフェアを形作るにあたり、会員社および過去のTIBF出展社にアンケートを行うこととした。新しいブックフェアは、2019年の開催を目指している。

#### （６）万引防止出版対策本部

特定営利活動法人全国万引犯罪防止機構内に書協、雑協、取協、日書連、JPO、日本医書出版協会、日本図書普及(株)の7団体で構成する万引防止出版対策本部が立ち上がり、9月27日に設立総会が開催された。深刻さを増す書店の万引きに対して、業界全体で対策を構築・実行していくことで、業界の健全な発展に寄与することを目的にしている。具体的な活動として①書店における万引き被害の実態把握、②二次処分市場との連携、③書店万引防止対策の推進、④万引防止のための啓発・普及、⑤関係各団体との連携調整、などに取り組んでいく。

## 6 出版の自由と責任

出版の自由と責任に関する委員会は、言論・出版・表現の自由を確保する立場からメディア規制に対処し、青少年健全育成の観点から自主規制への取り組み等の活動を行った。

6月16日「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法改正案）が参議院本会議で可決・成立したことを受け、

雑誌協会と連名で、「強硬採決に抗議し、あくまでも『共謀罪』に反対する」声明を即日公表した。声明文の中では、国連特別報告者のデイビッド・ケイ氏が本法案について指摘した、「計画」「準備行為」の定義が抽象的で恣意的に運用しかねないこと、対象犯罪が幅広く、プライバシー保護の仕組みがなく、また、定義が曖昧なままでの「児童ポルノ禁止法・提供罪」なども対象犯罪に含まれており、取材や表現活動の委縮につながる危険を大いに含んでいる趣旨の反対意見を述べている。「共謀罪」とともに、メディア、表現活動の規制・委縮につながりかねない、「通信傍受法」（5月24日衆院本会議可決・成立。参院では先議で同20日に成立）等のメディア規制関連法には厳しい監視を続けていく。

千葉市におけるコンビニ成人雑誌陳列対策（表紙をビニール包装。平成29年度予算にフィルム購入費39万円計上）については、コンビニ側が対応困難との理由で取り組みを断念。一方、イオングループのコンビニエンスストアチェーン「ミニストップ」では、国内全店（2,245店舗）において、「成人誌」の取り扱いを中止することを11月に決定。12月1日から千葉市内、2018年1月1日から国内店舗で運用を開始した。有害図書に当たらない出版物については、業界自主規制による「2点留め」を行っており、社会的にもこの取り組みが定着しているのにも拘わらず、社会的影響力の高い大手小売り業者が一方的に販売する出版物を判断し、販売規制をかけることは、憲法の定める国民の知る権利、表現の自由の原則への抵触する恐れがあり、この問題については、引き続き監視していく。

出版4団体で組織する出版倫理協議会には、矢部敬一委員長（創元社）、阪東宗文委員（暮しの手帖社）、塩見健副委員長（小学館）、中町専務理事が出席した。出版ゾーニング委員会（片山等委員長）には、山形智子委員（徳間書店）が出席し、出版物への「出版ゾーニングマーク」の表示要請について検討した。また、東京都の諮問候補図書類に関する打合せ会には、田近正樹（小学館）、山森利之（集英社）の両委員が出席した。

この他、4月11日にシドニー大学研究員がメディア規制に関するヒアリングのために来日し、雑協と共同で意見交換を実施した。神奈川県図書関連事業者協議会には、事務局が出席し、行政による出版物の販売規制に関しては、情報のアクセス等の観点からも、出版、小売り、取次等の事業者との丁寧な議論を継続する旨要望。マスコミ倫理懇談会全国協議会に運営幹事を出し、「メディアと法」研究会にも研究員を派遣。月例懇談会や、9月に長野市で開催されたマスコミ倫理懇談会全国協議会第61回全国大会（メインテーマ「いま、メディアの信頼と役割は」）にも参加した。また、業界を挙げて取り組んでいる出版物へ軽減税率の適用を求める活動においては、軽減税率が出版物に付与された場合の、いわゆる青少年への有害図書の取り扱いについて対応策について、関係委員会・各団体等を通じて情報共有を行っている。

## 7 国際交流の推進

### （1）アジア・太平洋出版連合

アジア・太平洋出版連合（APPA）の2017年度総会が4月に韓国・ソウルで開催された。今回で任期満了となるプラブダ・ユン会長（タイ出版社書店協会）の後任となる会長選挙を実施。大韓文化出版協会のユン・チュルホ氏、フィリピン教育出版協会のドミナドル・ブハイン氏、台湾出版協会のホワン・パオピン氏の三氏が立候補し、投票の結果、僅差でブハイン氏が会長に選出された。副会長には日本、バングラデシュ、パキスタン、パプアニューギニア、シンガポールの5カ国が、会計にインドネシアが指名された。

また、定款の一部改定が行われた。前回の総会で、各加盟国から10社以内の出版社、出版関連企業を賛助会員（associate member）として入会を認め、ビジネス上の交流を進めることについては承認済だが、今回、その賛助会員で構成する組織を立ち上げ、APPA本体とは独自に活動を進めることも可能とした。さらに従来、各国の自主申告で決められていた各会員の年会費の基準となる最低ラインを500米ドルとし、それ以上の増額については各国の判断で行うこととなった。日本は、APPA設立の提

唱者であり従来 10,000 ドルを負担していたが、今回の変更を期に 5,000 ドルとすることとした。

## (2) 国際出版連合

IPA（国際出版連合）の第 32 回ニューデリー大会が「未来を創造する」をテーマに 2 月 11 日から 13 日までインド・ニューデリーのタージ・ディプロマティック・エンクレーブホテルにおいて開催された。今大会には日本からは 5 名が参加した。初日の開会式にはインドの科学技術大臣や商工業大臣も出席し祝辞を述べ、その後、知的財産、出版の自由、インドの出版市場等について各セッションが行われた。次回は 2020 年 5 月にノルウェー・リレハンメルで行われる予定である。

また、フランクフルト・ブックフェア期間中の 10 月 12 日に、2017 年度の総会を開催した。今年度は、新規加盟の団体として、パナマ、マレーシア、ネパール、シンガポールの出版協会が準会員に、モトブングループ、PEN 脱北作家グループが協賛会員として承認された。また準会員であった、バンラデシュ、ギリシア、ヨルダン、ペルーの各出版協会が、総会での議決権を持つ正会員への昇格を認められた。さらに、常任理事の一部改選があり、オーストラリア、ニュージーランド、アラブ首長国連邦、南アフリカからの立候補者が新たに常任理事に選任された。日本からの常任理事である山本憲央氏（中央経済社社長）は、今年度は非改選で、さらに 1 年間の任期を務める。

## (3) 国際ブックフェアへの協力

フランクフルト・ブックフェア（10 月 11 日～15 日）に出展する日本共同ブースについて、出版文化国際交流会、国際交流基金とともに共同出展を行い、出展社募集の呼びかけや、『日本』をテーマとする棚を設けて、書籍 1 冊単位での出品を募集し 10 社 34 点の書籍を展示した。

フランスの児童書フェアであるサロン・ド・リーブル・ジュネス（11 月 29 日～12 月 4 日、於：モントルイユ市）に児童書出版社有志（小峰書店、世界文化社、童心社、ポプラ社）が日本の出版社として初めて参加するに当たり、出展の募集、カタログ製作等について協力した。

## (4) ベトナム版権商談会の準備

2016 年 5 月の開催に続き、第二回目となる日本・ベトナム二国間版権商談会（主催：ベトナム出版協会、当協会）を 2018 年 5 月 24 日・25 日の両日、ベトナム・ハノイのベトナム国立図書館にて開催することを決定、11 月から会員社等に向けて参加を呼びかけた。日本から 19 社（前回 16 社）、ベトナムから 20 社が参加を予定している。今回は、出版社のほかエージェントの参加も予定している。2 日間の商談会終了後の 26 日には、ベトナム出版協会による現地ハノイ市内の出版社、書店等の出版業界視察を予定している。

## (5) その他経常的な業務

国際委員会では海外からの要人が来日した際、委員会に招き意見交換する等、国際交流に努めている。また、国際出版ビジネスや世界の出版動向等についてのセミナー等も開催している。その一環として、以下のような会合等が開催された。

6 月 29 日に、韓国教職員共済会のパク・キョンソン戦略広報部長ら 8 名が当協会を訪問し、樋口事務局長が日本の出版界、教育出版の概況について説明した。

11 月 8 日にマイケル・メイブ氏ら国際 STM 出版協会の 7 名が訪問し、知的財産権委員と日本の柔軟な権利制限規定の導入やその範囲の拡大に関する懸念について意見交換を行った。同日、IPA 事務局長のホセ・ボルギーノ氏が来訪し、金原副理事長、山本国際委員長と中国政府の科学雑誌記事の閲覧の制限問題や、海外のフェアユースの動きについて懇談した。

11 月 16 日、17 日に開催された東京版権説明会（TRM、毎日新聞出版社・ダイヤモンド社主催）の会場において当協会発行の『An Introduction to Publishing in Japan 2017-2018』配布を行った。TRM の参加者は国内出版社・エージェントが 26 社、海外からは 63 社 109 名であった。さらに、2018 年 11 月 1 日、2 日に開催される TRM について会員社に出展を呼びかけたほか、当日のアテンドに協力を行うこととした。



## 8 その他の経常的事業

### (1) 生産・製作に関する事項

生産委員会では、2月23日に、昨年度発行した「2016年 書籍の出版企画・製作等に関する実態調査」で各社から課題として多く寄せられていた電子書籍製作のコストダウン・品質管理について、萩原印刷(株)を招いて勉強会を開き、意見交換を行った。また次年度にはUVインキの見学会を開催することとした。

### (2) 研修事業に関する事項

研修事業委員会では、出版業界全体の活性化を図るため、一部の研修会については非会員社にも参加を呼びかけている。

第47回「新入社員研修会」は4月11日と12日の両日、37社77名が参加して開催した。オプションの「ビジネスマナー研修」は10日に実施し、29社39名が参加した。新人研修は、1日目は阿刀田高氏(作家)が、「編集者との親交」をテーマに講演を行ったほか、木俣正剛氏(文藝春秋)が編集について、須藤令子氏(朗月堂書店)が書店について、丸山信人氏(インプレスホールディングス)が電子書籍について講義を行い、講義終了後、懇親会を開催した。2日目は高島利行氏(語研)による出版営業の講義と各社のロングセラーの発表、午後に日本出版販売王子流通センターの見学を行った。また、新入社員研修会のフォローアップ研修として、10月17日に凸版印刷・川口工場見学会を開催し、19社34名が参加した。

10月15日に、出版契約ハンドブック説明会および著作権実務講座を開催し、71社101名が参加した。講師の村瀬拓男弁護士(用賀法律事務所)から、第1部では「出版契約ハンドブックの使い方」、第2部では「実務編」と題して引用と転載の境界線等について説明した。

10月25日、11月1日に、29社46名が参加して、「本づくりの基礎講座」を開催した。講師は大西哲彦氏(編集者・エディトリアルデザイナー)で、本と紙、印刷、文字の基礎知識、校正実習、文字組版の品質向上、本づくりとDTPをテーマに2日間に分けて講義を行った。

11月22日に当協会・雑協会員を対象に、池田毅弁護士(森・濱田松本総合法律事務所)を講師に迎え「出版社のための下請法講座」を開催し、43社68名が参加した。

会員サービス向上の一環として2016年3月より始まった、会員限定出版ミニセミナーを下記の通り(開催日、テーマ、講師等)開催した。

◇5月15日 「書店をサード・プレイスとする」、水嶋成年氏(水嶋書房)

◇8月1日 「中小出版社と金融機関の付き合い方」秋元康男氏(文化産業信用組合理事長)

◇12月5日 「これからどうなる出版流通」飯塚雄一氏、宮之原崇氏(京葉流通倉庫)

### (3) 出版経理・税務等に関する事項

政府は、12月22日に税制改正の大綱を閣議決定し、法人税法第53条で定める返品調整引当金の廃止を盛り込んだ。国際会計基準を踏まえた収益認識基準の導入に伴うもの。ただし、2021年3月31日までに開始する各事業年度においては、現行通りの運用を認めるとともに、2021年4月1日から2030年3月31日までに開始する各事業年度(9年間)については、現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める経過措置を講じることとした。同引当金の廃止は、一時的ながら追加的税負担が生じ、その納税はキャッシュアウトに直結するなど各出版社・取次会社等への影響が大きく、経産省から照会のあった11月中旬以降、出版経理委員会が中心となって、当協会会員社から具体的な経理上の数字の提供を受けながら、経産省を通じて同引当金の存続と、廃止の場合には長期間の経過措置設定の働きかけを行った。

出版経理委員会は、2月に『出版税務会計の要点』を発行した。また、2月1日には、東京国税局の古川富二男調査第四部長等を招き、「出版業の税務研修会」を雑協の経営管理委員会と共同で開催した。

この他、「出版経理相談室」を設置し、税務・会計処理等について会員社等からの問合せに対応した。

#### (4) 国語問題に関する事項

文化庁の文化審議会国語分科会およびその下に設けられた国語課題小委員会に当協会から鈴木一行常任理事（大修館書店、国語問題委員会委員長）が委員として参加している。国語問題委員会では、3月12日に、文化庁文化庁国語課の武田康宏国語調査官を招き、国語課題小委員会にて検討が行われ2018年3月に公表された「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」について報告を聞き、意見交換を行った。

#### (5) 人事・総務等に関する事項

人事・総務委員会は前期同様、全体委員会と小委員会の構成で活動、全体委員会では、厚生労働省より担当官を招き、「同一労働・同一賃金」のガイドライン概要について聴講を実施、小委員会では育児・介護休業法の改正を受けて、育児・介護休業モデル規程の改訂版を発行、更に改正個人情報保護法に対応する出版社向け手引きを検討中である。

調査関係では、例年どおり「会員の賃金状況調査」を実施、また、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「ビジネス・レーバー・モニター」に協力した。

### Ⅲ 書籍データベースに関する事業

今年度の登録書籍は昨年度に続き100万点を超えた。

書籍検索サイト「Books」の1年間のアクセス数は、月平均30万アクセス。アフィリエイト契約を結んでいるオンライン書店は、アマゾン・ジャパン、e-hon、HMV&Books、紀伊國屋書店（Book Web）、セブンネットショッピング、TSUTAYA、Honya Club、honto、楽天の9社となっている。

書籍データベースのデータ提供契約者（有料）は、オリコン・リサーチ、Google、ソケット、丸善雄松堂の4社となっている。3月30日現在のデータ収集状況は、電子媒体入稿登録者5,009者（うち当協会会員者402者）、うちウェブ入稿申込者4,151者、2017年発行の入稿済みデータ70,404点、2018年発行データ入稿済み16,557点、長期品切れを除く（現在入手可能な）登録点数および登録者数は1,017,783点、10,724者である。

『これから出る本』は、当年度の発行回数が23回、その合計掲載点数は4,459点（前年度比5.3%減）、延べ社数1,296社（前年度比1.0%減）で、点数・社数とも減り、1号当たりの平均販売部数も約12万部と前年度比で9.1%減少した。昨年に続き、2017年9月上旬号（19社109点）、11月上旬号（18社98点）、2018年3月上旬号（15社64点）で既刊本の特集ページ「出版社おすすめ本特集」（掲載料は税込2,000円）を実施した。

当協会のデータベースセンター（書協DBC）とJPOの出版情報登録センター（JPRO）との業務統合が両団体の総会にて承認された。2018年4月1日に組織を統合し出版共同ビルに移転する11月以降に新システムと新Booksを稼働することとなった。さらに、「これから出る本」は、今まで通り書協が発行。ただし、編集・販売・運営業務はJPOに委託することとなった。

新システム稼働に必要なデータベースの一元化は、書協データベースの登録データをJPROへ移行することとなり、書協データベースの登録者（8,000者）に対しデータ移行お願いの文書を送付し、結果ほぼ全ての登録者からデータ移行の承諾をいただいた。

その他、業務内容の確認や各契約関係の見直しなど、業務統合に向けての準備を両団体で進めた。

### Ⅳ 会館利用に関する事業

定款事業の目的に則り、ユネスコ・アジア文化センター、日本児童図書出版協会、JCOPY、JPO に事務室の貸与を行っている。また、関係団体、会員に対し逐次会議室を提供し会館の有効活用を図った。

会館移転に関しては、当会館入居団体の移転も含め、新ビルの建築主である小学館不動産等との協議を行いスムーズな転居の実現に向けて準備を行っている。

## V 協会運営に関する事業

### 1 会員状況

3月31日現在の会員数は415者。都道府県別の内訳は、東京330、京都37、大阪22、神奈川5、千葉・奈良が各3者、長野・愛知・滋賀・兵庫が各2者、北海道・宮城・新潟・岡山・広島・福岡・鹿児島が各1者となっている。

当年度の入会は、判例時報社、聖教新聞社出版局、サンクチュアリ・パブリッシングの3会員。退会は、ニューハウス出版、木耳社、ことのは出版、丸善雄松堂、郁文堂、中道館、理想社、レクシスネクシス・ジャパンの8会員であった。「賛助会員」は、3者となっている。

### 2 総会、役員会、監事による監査

平成29年度定時総会は6月13日に開催し、平成28年度事業報告・決算案、公益目的支出計画実施状況、JPOとの業務統合を原案どおり承認した。なお、定時総会に先立つ5月19日、平成28年度の業務執行状況・収支決算、公益目的支出計画実施状況等について監事による監査を実施し、この結果を総会で報告した。

報告事項としては、平成29年度の事業計画および予算、会員向けサービス、会館移転について説明した。

当年度も、常任理事会を適宜、毎月第4火曜日に理事会を開催して協会の運営にあたり、評議会は定款に定める付議事項について審議した。

会議の開催状況は、次のとおりである。

常任理事会	5回
理事会	11回
評議会	2回

この他、12月に顧問・相談役を交えた年末役員懇親会を開催した。

### 3 委員会・部会

当協会の事業遂行上、必要な事項の調査・研究を行い役員会の諮問に応えるため、13の常設委員会と2つの常設部会が活動した。特別委員会としては、業務統合委員会が書籍データベースセンターとJPOの出版情報登録センターとの業務統合に関して検討を行った。

出版広報センターは、消費税軽減税率の出版物への適用実現に向けての広報活動、教育の情報化に対応した新たな補償金制度の実現に向けた動きに関する情報共有等を行った。

消費税軽減税率の実現に向けては、当協会、雑協、JPOによる軽減税率専門委員会およびその下に設置された倫理WG、流通WGを中心に積極的に取り組んだ。

当協会、雑協、出版クラブの3団体によって設置された〈大震災〉出版対策本部は、被災地児童や震災遺児への図書カード寄贈、学校図書館支援等の活動を積極的に行った。

その他、前年度に引き続き関係団体と合同で組織する出版再販研究委員会、出版流通改善協議会、造本装幀コンクール実行委員会、出版倫理協議会、出版税制対策特別委員会等が活動した。

当年度の常設委員会、特別委員会等の開催状況は次のとおりである。

	(回数)	(委員長等)
□生産委員会（含む、正副委員長会）	1	杉田 啓三
造本装幀コンクール審査会・実行委員会	2	
□研修事業委員会	2	土井 二郎
□出版経理委員会	1	伊藤 富士男
□知的財産権委員会		
幹事会	2	井村 寿人
権利ワーキンググループ	1	(座長) 村瀬 拓男
□図書館委員会（含む、正副委員長会）	1	持谷 寿夫
書協・日図協懇談会	7	
□読書推進委員会（含む、造本装幀コンクール審査会・実行委員会）	2	斎藤 健司
□国語問題委員会	1	鈴木 一行
□出版の自由と責任に関する委員会	1	矢部 敬一
□国際委員会（含む、海外出版人との懇談会）	4	山本 憲央
□人事・総務委員会	1	佐藤 徹哉
小委員会	5	安部 英行
□書籍データベース委員会	1	下中 直人
近刊図書情報小委員会	1	成瀬 雅人
書協 DBC・JPO 業務統合委員会	1	下中 直人
書協 DBC・JPO マネジメント委員会	1	
□TIBF 委員会	1	斎藤 健司
□ブックフェア委員会	1	斎藤 健司
○評議会	2	(議長) 相賀 昌宏
◇出版広報センター	1	堀内 丸恵
事務局会議	8	高橋 明男
出版社「海賊版」緊急対策ワーキンググループ	1	(座長) 塩見 健
◇子どもの読書推進会議運営幹事会・総会	1	野間 省伸
◇出版流通改善協議会（含む、打合せ会、再販関連説明会）	1	相賀 昌宏
◇造本装幀コンクール実行委員会	1	
◇出版者著作権管理機構理事会・総会	3	相賀 昌宏
運営委員会（含む、小委員会）	24	金原 優
◇出版倫理協議会	6	山 了吉
出版ゾーニング委員会	6	片山 等
◇出版再販研究委員会	1	相賀 昌宏
◇軽減税率専門委員会	3	塩見 健
流通ワーキンググループ	3	(座長) 永井 祥一
◇「本が好き」プロジェクト（含む、打合せ）	2	
◇教育利用に関する著作権等管理協議会・幹事会	17	(座長) 瀬尾 太一
出版社側打合せ（ワーキンググループ含む）	14	
◇書籍・雑誌の軽減税率に関する勉強会	7	
◇流通改革プロジェクト（発売日・輸送合同プロジェクト）	4	川上 浩明

また、部会活動は以下のとおりであった。

○児童書部会

児童書出版者・著作者懇談会

佐藤 潤一  
3 (座長) 浜田 桂子  
赤石 忍

以上のほか、各委員会主催の研修会、報告会、説明会、見学会等を行った。

児童書部会は、前年度に引き続き児童書出版者・著作者懇談会の開催等の活動を行った。同懇談会では、絵本の読み聞かせや出版物に関する権利や出版の自由に関わる多彩な問題について講演会や意見交換を行った。

#### 4 会員説明会

10月5日に、村瀬拓男弁護士（当協会知的財産委員会権利ワーキンググループ座長）を講師に、出版契約ハンドブック説明会および著作権実務講座を開催した。12月15日に出版4団体で構成する出版流通改善協議会が再販関連説明会を行った。『2017年 出版再販・流通白書 No. 20』の説明の他、出版再販研究委員会の斎藤健司副委員長（金の星社）から今年度改定された再販売価格維持契約書・覚書のヒナ型等について説明があった。最後に、雑協の次世代雑誌販売戦略会議より井上直議長（ダイヤモンド社）が、雑誌の年末年始商戦の盛り上げ定着に向けたキャンペーンの説明を行った。

2月1日には恒例となった東京国税局から講師を招いての税務研修会が雑協との共催で行われ、130名が参加した。内容は、①最近の税制改正事項等における留意点、②e-Tax（電子申告・納税システム）について、③原稿料等の報酬・料金に関する源泉課税の留意点、④マイナンバー制度についてであり、さらに返品調整引当金の廃止と経過措置についても解説が行われた。

#### 5 支部

大阪・京都両支部は、支部会員間および本部との連絡・運営にあたった。

大阪支部では、毎月、大阪出版協会理事会と併催で幹事会・例会を開催した。出版業界の現況を知るため、資料を配布するなどし、教育の情報化への対応、図書館問題等をはじめとして出版業界の問題点の共有を図った。また、12月6日には、大阪出版協会との合同懇親会を、トーハン・小野晴輝常務取締役、日販・井上圭吾大阪支店長、大阪屋栗田・竹中繁輝執行役員を来賓としてお招きし開催した。

京都支部では、一般市民を対象とした読者謝恩と支部会員紹介の集いである「第14回文化講演会」を、11月25日に京都商工会議所講堂で開催した。本年は「落語」をテーマに、第一部は桂米團治師匠に「子はかすがい」、桂二乗氏に「子ほめ」をご公演いただいた。第二部では、桂米團治師匠に「父、米朝を語る」と題して、3年前に亡くなった父、人間国宝・桂米朝師匠の教えや芸風を語っていただき、上方落語の復興・発展に大きな足跡を残した米朝師匠の遺徳を偲んだ。当日は京都を中心に京阪神一円から例年を大きく上回る約350名が参加、第一部・第二部ともに大きな笑いに包まれ好評を博した。

両支部の合同例会は、11月2日に美濃吉本店竹茂楼で開催し、本部から相賀理事長、中町専務理事を招き、出版界を取り巻く状況や当協会本部の考え方等についての説明を聞いた。合同例会の前には天台宗青蓮院門跡・將軍塚青龍殿大舞台の見学も行い、有意義な時間を持つことができた。

本年度は大阪支部・京都支部合同研修会として下記のテーマで開催した。多数の参加があり、盛況であった。

◇1月29日「著作権基礎講座(1)これだけは知っておきたい著作権制度の概要」講師：樋口清一（当協会事務局長）会場：PHP研究所

◇2月21日、「著作権基礎講座(2) これだけは知っておきたい著作権・ケーススタディ」講師:村瀬拓男氏(用賀法律事務所) 会場: グランフロント大阪

大阪支部長は矢部敬一副理事長(創元社)、京都支部長は杉田啓三常任理事(ミネルヴァ書房)がそれぞれ務めた。3月31日現在、大阪支部会員26社、京都支部会員39社。

## 6 会報、広報、その他刊行物

当協会の諸活動を定期的に会員に連絡するため、会報『書協』(月刊、B5判、4~24頁)を発行している。送付先は、会員の代表者、各種委員会委員のほか、関係官公庁、関係団体、マスコミ・業界関係紙誌等で毎号1,300部を配布したほか、当協会会員専用ページにも掲載している。他に個別問題ごとの文書を作成し、会員への情報提供を図った。また、4月より、出版界の情報を幅広くPRするために『出版広報』を電子版としてリニューアルし、PDF版(月刊、A4判、2~4頁)を当協会ホームページに掲載している。内容は出版関連のトピックスや業界催事、当協会の紹介、最新の出版統計等。『出版広報』刊行を通知するメールマガジンを、毎月初めに一般マスコミを中心に業界紙誌、関連団体および当協会会員等に現在約1,800通配信している。

新入社員用テキストとしては、『本づくり』、『出版営業入門』、『出版社の日常用語集』、著作権関係で、『出版契約ハンドブック』『翻訳出版の手引』『外国語版出版・国際共同出版マニュアル』、海外向け小冊子として『An Introduction to Publishing in Japan』、税務関係で『出版税務会計の要点』を刊行している。このうち『出版契約ハンドブック』を8月に、『税務会計の要点』を2月に発行した。

## 7 改革プロジェクトの成果

事務局内に立ち上げた「協会改革プロジェクト」での議論に基づき、会員社を一層支援し、「書協に入ってよかった」と思える施策の提供をすることとし、今年度は以下のサービスを提供した。

### ①社内研修講師派遣制度(著作権関連)

会員出版社へ事務局から講師を派遣し、社内の著作権研修サービスを開始。著作権制度の基礎知識や引用等の実務の研修を実施し、14社15回の無料研修を実施した。受講者は、合計で約260名となっており、次年度も引き続き開催要望が寄せられている。

### ②幹部向けビジネスコーチング

コーチと一対一のセッションを通し、社内コミュニケーションの円滑化、リーダーシップ開発等の課題解決に取り組む。毎回およそ1~1時間半程度の時間を割り3カ月程度で終了。有資格のビジネスコーチがセッションを担当。当面社長をはじめ取締役を対象にしている(無料)。今年度は、8社8名に対してコーチングを実施した。

### ③書協代理店・代行機能

AIU損害保険会社と提携し、会員社が個別契約している保険・新たに契約を結ぶ予定の保険について当協会に窓口を一本化して団体割引制度を利用。商品の種類は①コンテンツ侵害の補償、②労災時の法定外補償、③情報漏洩時の補償等。要望に応じたプランの提供も可能。今年度の契約実績は、労災法定外補償が2件、情報漏洩補償が2件となっている。

### ④新会員紹介制度

会員出版社が新たに会員を紹介して実際に入会いただいた場合には、紹介出版社の年会費納入額から10万円を割引する。今年度は2社がこの適用を受け、次年度年会費の割引を受けることとなる。

7月6日には、最近2年間に当協会に加盟した新入会員社の懇談会が開催され、相賀理事長から最近の出版界の動向、当協会の課題等について詳細な説明が行われ、各参加者からは当協会への要望等

が述べられた。

## 8 コミュニケーション、親睦と福利の増進

当年度は、定例の会員説明会等の開催に加え、〈大震災〉出版対策本部や出版広報センターのPR活動に協力した。

また引き続き、契約書ヒナ型、電子出版対応契約書ヒナ型、意見書・要望書等の掲載、会報、出版広報、『An Introduction to Publishing in Japan』の書協ホームページでの全文掲載等、内容の充実を図るとともに雑協・書協50周年事業の成果である『WEB版50年史』、『デジタル版日本出版百年史年表』も無料公開している。

会員社とのコミュニケーションを図り、有益な情報提供を行うため、会員向けに毎月1回のメールマガジン『書協News Letter』の発行を行っている。また、ホームページの充実と迅速な情報提供に努め、電話やメールによる問合せに適切に対処した。

## 9 関係官公庁および関係団体との連携

当協会は出版界を代表して、政府機関等の各種審議会等に委員を派遣している。その他、多くの機関・団体等に役員または委員等を派遣、構成・参加団体となり、協力・連携して当協会の目的・事業の実現および関係方面に対する出版界の意見の反映・調整を図っている。

また、出版関係業界の産業団体、さらに各分野の著作者団体、著作権管理団体をはじめ、図書館、マスコミ団体等と、機会あるごとにさまざまな問題で緊密な連絡を保っている。

当協会所管の文化庁、文部科学省はじめ、財務省・国税庁、外務省、経済産業省、公正取引委員会、国立国会図書館、東京都など、多くの官公庁と緊密な連絡に努めた。

## 10 移転に向けた準備

新たに建設される出版共同ビル（出版クラブビル）への移転に関しては、事務局内に設けた移転準備委員会において新ビルでの事務室レイアウト等に関する検討・準備を進めた。また、移転を機に、事務室内および資料室等に保管している資料、文献等の電子化を始めとする整理・処分を行うほか、移転後の事務局業務の見直しによる効率化に関しても研究を進めた。

## 11 その他

10月6日、第49回出版平和堂出版功労者顕彰会（野間省伸会長）が箱根の出版平和堂で行われ、相賀理事長等が参列した。出版社関係の新顕彰者は6名であった。

年度末の事務局体制は、事務局長等管理職5名、一般職6名、契約職員1名、再雇用契約嘱託1名、書籍データベース関係業務支援2名である。

以上

（事業報告に関して、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書により、その内容を補足すべき重要な事項はなく、附属明細書は作成していない。）